

ひらめき箱(意見・要望等)対応状況

番号	28	開封日	令和7年11月17日
ご 意 見			
<p>中川原公園の移動用トイレについてです。先日、障がい者用のトイレもあると知り、行って見たところ(車イス利用している家族がいるので事前に見に行きました)障がい者用トイレは階段になっており、反対側入口にリフトのようなものが付いていましたが、扉があかず、リフトを出すことができませんでした。実際使い方がわからないと利用できないので、いつでも使えるようになったら良いなあと思いました。また、中川原の中央部分のアスファルトと土の部分の模様のようにになっている所は車イスで移動しずらいです。介助者が押しても大変だったので、自走する方はもっと大変だと思います。周囲は全て舗装してあるので、同じようにしてほしいなあと思いました。ただ、先日イベントで中川原公園に行くとき、入口と反対側の歩行者用道路の縁石が切れ目がなく、渡るにはかなり戻るか車イスを持ち上げるかだったのが、縁石が切れて渡れるようになっていたのはとてもありがたいと思いました。</p>			
回 答			
<p>中川原公園を管理しております、都市計画課から回答いたします。</p> <p>中川原公園は、令和2年7月豪雨災害により被災しましたが、その復旧工事が今年10月に完了いたしました。施設を復旧するにあたり、浸水リスクを回避するため、従来の固定式トイレから、移動式トイレへと変更しております。移動式トイレの多目的トイレは、高齢者や車椅子でのご利用等階段の利用が困難な方が電動リフトで昇降していただく設計となっております。電動リフトは消費電力量が大きく、子ども達などが興味本位等でいたずらに使用した場合、移動式トイレの全ての電力の稼働時間に影響するため、電動リフトの適切な使用方法や手すり、階段などのトイレ利活用の検証を行うと共に、ボタン操作の分かりやすい明示方法等につきまして、現在対応しているところです。</p> <p>必要な方が安心して多目的トイレをご利用いただけるよう対応して参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>また、中川原公園中央部分の模様のようなコンクリート構造物ですが、コンクリートの間に隙間があり、特に車イスでのご利用の方にご不便をお掛けしており申し訳ございません。この模様のようなコンクリート構造物は、中川原公園の地盤を下げた復旧の際に、大橋橋脚の構造を安定させる為に必要な施設です。</p> <p>しかし、ご意見をいただきましたとおり公園利用者へご不便をお掛けしておりますので、今後対応を検討して参ります。</p> <p>この度は貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。</p>			

ひらめき箱(意見・要望等)対応状況

番号	29	開封日	令和7年11月17日
ご 意 見			
<p>人吉旧市役所通りの歩道の整備及び木の伐採について 平成31年より要望、意見を述べております。歩道の修理は何年をめざしておられますか？あの通りの木の根の張り具合、倒木等の検査はされましたでしょうか？市民、観光客の安全はいかがお考えでしょうか！今からの季節の落ち葉対策も業者まかせではなく、職員もボランティア清掃されてはいかがですか！ SL人吉の清掃ばかりではなく、他の場所のボランティアいかがですか。 予算、予算と言うのではなく、麓町も水害被害にあってます。ぜひ歩道の修理を</p>			
回 答			
<p>人吉城跡公園を維持管理しております都市計画課と、市道の維持管理をしております道路河川課が回答いたします。 ご意見いただきました旧市役所通りにつきましては、成長した樹木の根が歩道を傷め通行の支障となっており、市民の皆様へは大変ご迷惑をお掛けし申し訳ございません。 令和2年に樹木を伐採いたしました。根株は未だ除去出来ておらず歩道は傷んだままで通行される歩行者へご迷惑を掛けている状況でございますので、歩行者が安全に歩道を通行いただけるよう、今年度一部根株を掘削し舗装を予定でございます。残りの根株と傷んだ歩道につきましても、引き続き補修を行って参ります。 倒木の危険性のある樹木につきましては、年間の維持管理業務委託によって、受託した専門の造園業者が樹木の状態の観察を行っており、場合によっては伐採を行うなどし、樹木の倒木を未然に防ぐ対応を行っているところでございます。 また、落ち葉につきましても年間の維持管理業務委託により清掃をおこなっており、落ち葉が多い時期等には作業回数を調整し対応しておりますが、職員によるボランティア清掃も検討して参りたいと存じます。 この度は貴重なご意見をいただきありがとうございました。</p>			

ひらめき箱(意見・要望等)対応状況

番号	30	開封日	令和7年11月17日
ご意見			
<p>市営の相良団地に住んでいる者ですが、団地のお客様用身障者駐車場に、住人の方が何カ月も停めておられて、3台くらい停めてある車の中には、車には団地長の許可証をつけておられますが、市として許可されていることでしょうか？屋根付きの一番隣接した駐車場を占有されて、その方の元の駐車場も2台占有してもよいということによろしいのでしょうか？連絡はいいませんが、団地の掲示板に回答を示してほしいです。</p>			
回答			
<p>お問合せいただいた内容につきまして、市営住宅を所管する住宅政策課市営住宅係からお答えいたします。</p> <p>市内の市営住宅の駐車場につきましては、各団地会が管理運営をおこなっておりますので、お問い合わせの許可証につきましては、市が交付したものではありません。</p> <p>また、市営住宅の駐車場は、原則、入居者の自動車1台あたり、駐車場1台分を使用していただいております。お問い合わせの自動車がどなたの所有か不明ですので、駐車許可証の内容を確認できていないのですが、障がい者等用駐車場の使用につきましては、団地会が一時的に駐車許可している可能性があります。</p> <p>いずれにしましても、市営住宅の駐車場につきましては、団地会が管理運営しておりますので、団地会の駐車場担当の方にお訊ねいただきますようお願いいたします。</p> <p>この度は、貴重なご意見をいただきありがとうございました。</p> <p>団地の掲示板に今回の回答を掲示してほしいとのことでしたが、団地の掲示板は団地会が管理しておりますので、今回の回答は団地会に送付させていただきます。</p>			